

### 第3章 災禍のパブリック・ヒストリーの災禍

——東日本大震災・原子力災害伝承館の「語りの制限」事件から考える「共有された権限 (shared authority)」

菅 豊

#### 一 災禍とパブリック・ヒストリー

##### パブリック・ヒストリーの隆盛

現在、パブリック・ヒストリー (public history) と呼ばれる歴史学の方向性が、世界的に注目されている。パブリック・ヒストリーは、大学の研究室・教室といった象牙の塔のなかで行われる過去の探求や机上の歴史研究ではなく、「アカデミアの外側 (outside of academia)」(Kelly 1978: 16) の社会、すなわち人々が生きるアクチュアルな現場で、より良い現在、あるいはより良い未来を構築しようとする応用的な歴史実践である。

パブリック・ヒストリーは、「専門的な歴史学者が非専門的な普通の人々、すなわち「公衆 (public

public)と交わり、その歴史や歴史の考え方に意識的、能動的に関与する研究や実践」でもある(菅 2019: 8)。それは、歴史実践の場において専門家と非専門家の上下関係を打ち崩し、多様な人々が多元的な価値を尊重するとともに、同じ立場で協働して民主的に歴史をめぐって交渉しあう行為である。そして、それは市民社会において歴史学研究者やパブリックセクター、NPO・NGOなどの市民団体、個々の市民、企業といった多様な主体が、ともに歴史実践の担い手になって歴史を統治する挑戦でもある。

近年、自然災害や戦争、事故、公害、テロリズム、伝染病(感染症)のパンデミックなどの災禍に見舞われるなか、世界各国で災禍の状況を積極的に記録し、記憶しようとするパブリック・ヒストリーの活動が活発化している。たとえば、災禍にまつわる文書や写真、日記、思い出の品、被災遺物などの収集、保存、展示活動のほか、被災者へのインタビューによって「語り(narrative)」を集めるオーラル・ヒストリー、またその一環として「語り」を被災者自らが物語り、伝達するストーリー・テリング(storytelling、日本では「語り部」活動などと呼ばれる)などの活動も行われている。また災禍の傷跡を残した災害遺構は、負の記憶を留めるオブジェクトとして保存され、メモリアルな場とされることもある——反対に積極的に消去される場合もある。さらに、災禍にまつわるドキュメンタリー・フィルムや記録映画が数多く製作されている。そのような活動は災禍の歴史を記録し、その教訓を未来へと繋げる社会的価値の高い活動として評価できる。

#### 「官」が支えるパブリック・ヒストリー

本来、パブリック・ヒストリーの担い手は多様であり、一般市民も含めさまざまな主体がそれに取組んでいる。パブリック・ヒストリーの特徴の一つに「担い手の開放性」があり、その歴史学運動の始まりから現代に至るまで、つねに開かれた歴史学を目指してきた。しかし、現在の災禍の記録化は、大小さまざまな民間の施設においても行われているものの、国や地方自治体やその外郭団体などの、いわゆる「官」が企画し、設計し、直接間接に運営主体となる博物館や資料館、記念館、記念公園などで集積される場合が多い。災禍のパブリック・ヒストリーは、「民」主体ではなく、「官」主体になりがちである。そのような災禍をめぐる「官」主導型パブリック・ヒストリーには展示業者も参入し、最先端のデジタル技術や音響技術、またインタラクティブなコミュニケーション技術が駆使され、オーディエンスに対してより効果的に情報伝達がなされている。また、被災者がコンダクターとなった、災禍の地をめぐるツアーリズムなども試みられている。そして収集され、記録され、統合された災禍の記憶は、インターネットを通じて被災地の外へも発信されている。

筆者は、このように災禍をめぐるパブリック・ヒストリーを「官」が下支えし、促進することを肯定するものである。しかし一方で、「官」が主導するパブリック・ヒストリーの困難さも認識している。多様な考え方もった人々が集まる公共空間において、多様な背景や信条をもった人々が、パブリック・ヒストリーの活動に参画する。そのなかで意見が衝突し、反発や敵対的な反応、争いに遭遇することがある。また「官」が支えるパブリック・ヒストリーの現場には、明に暗に政治的圧力が加

かり、一見、理想化される歴史実践がヒストリー・ウォーズを引き起こすこともある。

本章では、福島県に作られた「官」主導型パブリック・ヒストリーの拠点である、東日本大震災・原子力災害伝承館（以後、「伝承館」と表記する）で展開されるオーラル・ヒストリーと、それを発信する活動であるストーリー・テリングのなかで勃発したヒストリー・ウォーズ（「語りの制限」事件）を取り上げる。近年、「官」主導型パブリック・ヒストリーやそこでのオーラル・ヒストリーの活動は、日本各地の被災地で積極的に展開され、すでに標準化し、一般化し、一種のモードとなっている。「伝承館」、およびその「語り部」活動も、そのような流れのなかに位置づけられる。「伝承館」でそのようなモード化した活動が試みられるなか、その活動の意義を広範な角度から検討し、その活動に必要な知識や技術、そして倫理や思想を蓄積してきたオーラル・ヒストリーやパブリック・ヒストリーの知見や経験は、十分に顧みられなかった。そして、震災、原発事故によって傷つけられた人々が、不幸なことに「伝承館」の活動によって再び傷つけられてしまった。「災禍のパブリック・ヒストリーの災禍」が生み出されてしまったのである。

本章では、パブリック・ヒストリーとしてのオーラル・ヒストリー研究が、これまで蓄積してきた根本的な思想や理念、倫理を改めて明示することにより、それらを看過し、軽視し、無視している「官」主導型パブリック・ヒストリーやオーラル・ヒストリーが引き起こす問題について検討する。

## 二 「官」主導型パブリック・ヒストリーが背負う原罪

### 語るができない「語り部」

二〇一〇年九月二〇日、福島県双葉町に「伝承館」が開館した。それは、未曾有の複合災害となった東日本大震災、および東京第一原子力発電所事故の記録や教訓を後世に伝えるために設置された。その災禍の歴史を伝えるアーカイブ拠点施設は、開館早々、物議を醸した。ここでは、「語り部」の「語りの制限」をめぐる、まさにヒストリー・ウォーズが勃発したのである。開館のわずか三日後の九月二三日、その「語りの制限」事件について、以下のような詳細な報道がなされている。

語れない「語り部」 特定団体の批判含めぬよう求める手引 福島双葉、震災・原発事故「伝承館」

震災や原発事故の教訓を伝える目的で福島県双葉町に20日に開館した「東日本大震災・原子力災害伝承館」が、館内で活動する語り部が話す内容について「特定の団体」の批判などをしていないよう求めていることが関係者への取材でわかった。県などによると、国や東京電力も対象だとい

い、語り部から戸惑いの声が上がっている。

■「被害者の私たち、東電や国批判できぬのか」

伝承館は、東京電力福島第一原発事故による避難指示が一部で解除されたばかりの双葉町に福島県が建設した。各地で収集された24万点の資料から150点あまりを展示する。収集費などを含む計53億円の事業費は国が実質全て負担した。国の職員も出向する公益財団法人「福島イノベーシオン・コースト構想推進機構」が管理、運営する。

語り部は養成講座の参加者や経験者から選び、現在29人を登録。日替わりで配置され、原発事故で長引く避難生活や津波で自宅を失った経験などについて語る。1回の口演につき最長1時間ほどで、1回あたり3500円が支払われる。

語り部を対象に7月と8月に研修会があり、配られた機構と伝承館の連名の語り部活動マニュアル(A4判3枚)では口演内容は「大震災及びそれに伴い発生した原発事故に関する」ものとする一方、「特定の団体、個人または他施設への批判・誹謗(ひぼう)中傷等」を「口演内容に含めないようお願いします」と記載。来館者との質疑応答の際には「口演者が回答することが適当ではない質問はスタッフがフォロー」などとしている。

複数の語り部によると、研修会で「東電の責任をどう思うか質問されたらどうすればいいのか」との質問が出た際、伝承館の職員は「職員が代わりに答える」と回答を控えるよう求めたという。また、口演内容は事前に原稿にまとめ、伝承館が確認、添削。特定の団体を批判した場合などは口演を中止して、語り部の登録から外すこともあるという趣旨の説明もあったという。マニュアルには、提出済みの原稿内容を修正する時のほか、報道関係者から取材要請があった時

に伝承館側へ連絡や相談をすることも書かれている。

こうした運用について、語り部の一人は「誹謗中傷はともかく、被害者である私たちが加害者である東電や、国を批判的に語れないのはおかしい」と話す。また、東電や国の責任を指摘する別の語り部は、添削で原稿の一部の変更を求められたという。別の語り部は「(事業費を全額負担する)国への忖度があるんだろう」と推測した。

さらに別の語り部は「東電から精神的苦痛を受け、国にも怒っている。自分にとってはそれが真実。伝承館は『事実を話してください』と言っているのだから、『言わないで』と言われる筋合いはない。自分の思いを伝えることが批判に当たるならば、語り部を辞める」と話した。

こうした取材に基づき、伝承館を所管する県生涯学習課に「特定の団体」に国や東電が含まれるかどうかについて確認をすると、〇〇〇〇課長は「そうですね」と認めたくえ、どのような発言をすれば批判に該当するかについては「一概には言えない」と説明した。また、県から出向している伝承館の〇〇〇企画事業部長は「国や東電、県など第三者の批判を公的な施設で行うことはふさわしくないと考えている」と述べた。

原発事故をめぐっては、国会や政府の事故調査委員会がそれぞれ「事故は『自然災害』ではなく明らかに『人災』」「東電は根拠なき安全神話を前提に、地震・津波による全電源喪失を想定せず」などといった内容を含む報告書をまとめている。(力丸祥子、関根慎一)〔朝日新聞〕二〇二〇年九月二三日朝刊、文中人名は引用者が伏せ字にした

「伝承館」は、国の事業費負担で設立され、国や福島県の職員らが出向する公益財団法人によって管理・運営されている。その運営組織は財団法人ではあるが、予算や人員といった面から、国や県と直結しており、「伝承館」はまさに「官」主導の歴史アーカイブ拠点といってよい。この震災や原発事故の教訓を伝える目的で作られた「伝承館」において、災禍に関する「語り部」活動が行われている。しかしそこで、「語り部」たちは、国や東京電力といった「特定の団体、個人または他施設への批判」をしないよう、「語り部活動マニュアル」、そして研修会で求められたという。

同記事では、「伝承館語り部活動マニュアル」の抜粋が、さらに紹介されている。それによれば、まず伝承館の「語り部（講師選定）」については、「来館者の声やニーズなどを踏まえ、あらかじめ提出していただいた原稿内容をもとに講師を選定することとします」とある。すなわち「語り部」の選定にあたり、「語り」の「聞き手」の意見が重く顧慮されるということである。

「語りの制限」の結果、「語り部」のなかから、加害者である東京電力や国の批判を被害者ができないことへの不満や、また、「自分の思いを伝えることが批判に当たるとなれば、語り部を辞める」といった覚悟の声が上げられている。<sup>(3)</sup>

#### モード化するオーラル・ストーリー

「伝承館」に類する「官」の歴史アーカイブ拠点、そしてそのような場における「語り部」活動は、とくに珍しいものではない。すでに、東日本大震災以前の災禍の被災地で数多く設置され、同様の活

動が展開されてきた。たとえば、阪神淡路大震災に関する資料を収集、保存、公開するために「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」（兵庫県神戸市）が設置され、ボランティアの「語り部」が参画している。また、新潟中越地震に関しては、「長岡震災アーカイブセンターきおくみらい」（新潟県長岡市）や「おちや震災ミュージアムそなえ館」（新潟県小千谷市）などのメモリアル施設が配置され、数十人の「語り部」が登録され、「講演」という形で活動を行っている。

また東日本大震災関連のアーカイブ拠点も、福島県以外の宮城県や岩手県などで、すでに数多く設置され、「語り部」活動も開始されている。たとえば、宮城県の「東松島市震災復興伝承館」、「名取市震災復興伝承館」、「気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館」などのアーカイブ拠点で、「語り部」活動や「語り部」ガイドが行われている。また、岩手県の「東日本大震災津波伝承館」では「震災語り部ガイド」、「大船渡津波伝承館」では「語り部による伝承プログラム」などの「語り部」活動のプログラムが展開されている。災禍に関するアーカイブ拠点の設置、そしてそこでの災禍の歴史に関する「語り部」活動の展開は、すでに「官」主導型パブリック・ストーリーのモードと化している。

ただし福島県の「伝承館」の歴史実践、そしてそこでの歴史の「語り部」活動は、上記の諸施設とは異なる特有の困難さを含み込んでいる。「伝承館」は、震災という天災に加え、過酷な人災<sup>(4)</sup>が合わさった複合災害の歴史を記録し、記憶しなければならぬのである。その特有の困難さが、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因していることは言を俟たない。

## 歴史を語ることが難しい複合災害

人災の場合、天災と異なって加害者は人間あるいは法人であり、被害者はその加害責任を問うことができる。ただ、加害者側にも多かれ少なかれ「言い分」「言い訳」があり、その責任をめぐって両者が完全に合意することはもとより、折り合うこと、対話することすら容易ではない。それは法的責任のみならず道義的責任といった、容易に裁断を下せない性格の責任をも含み込むゆえに、明確に白黒がつけられない。また、ときに加害者のなかには被害性を帯び、また被害者なかにも微かながらも加害性を帯びる者もいるため、加害者／被害者のあいだに明確な境界線を引けないこともある。加害者と被害者の両極のあいだには明確な線ではなく、種類と重さが異なる責任のグラデーションがあると考えるべきなのである。

さらに、長い時間のなかで、さまざまな要因や状況が積み重なって人災という災禍に結びついているため、部分的な歴史フェーズだけでは災禍の歴史をとらえきれるものではない。連続した現実として、災禍が発生する前の歴史も含め災禍の歴史の全体像をとらえなければならないのである。福島に引きつけていうならば、地震という自然災害によって原発事故が誘発されたが、事前に想定された対応を十分にとっていなかったという点において、東京電力には不作為という過失があった。しかし、被災者のなかには直接、間接に東京電力に関係し、それによって生計を立てていた人々もいた。原発を肯定的に評価しその誘致を、積極的に推進した人々もいれば、その危険性に不安を覚えながらも消極的に受忍した人々もいた。もちろん、原発建設に反対した人々もいた。それらが、まとめて被災者となったのである。

震災前には大半の人々にとってみれば、それは日本のエネルギー政策を支える社会的意義の高い公共事業であり、二酸化炭素を排出しない地球環境に「やさしい」先端科学技術の結晶であり、さらに地元で雇用や経済的な利益をもたらす夢の施設であった。そしてそれは、地域の誇りと希望であった。あるいは希望だと思込まれていた。

一九八七年、双葉町の街中に設置され、震災後撤去された看板に書かれた「原子力明るい未来のエネルギー」という有名な標語は、まさに、その頃の誇りと希望とを表している。その標語を考案し、町から表彰された当時の小学生は、「少年のころ夢を持っていた。町が発展してビルが建ち並び新幹線も通るのかな」という希望を当時もっていたが、いまではその夢の標語を作ってしまったことへの自責の念に駆られている。町をあげての原発推進、そしてその肯定と称揚がなされるなか、誠実でひたむきな人々ほど、その存在を公共的な価値のあるものとして受容したのではなからうか。しかし、そういう受容を、簡単に浅慮とかたづけすることはできない。それは当時の時代状況や地域が置かれた経済状況、そして国や地方の政治のあり方や、地域の人間関係などと複雑に絡まりあってなされた判断なのである。

「伝承館」が伝える歴史は、原発事故の被害がない地域の歴史アーカイブ拠点が伝える歴史以上に、一筋縄ではいかなない複雑な問題を含んでいる。そのためそれは、その運営から展示内容を通して、じつに物議を醸しやすい施設として存在している。「伝承館」は、「語り部」の口演制限以外にも、その

展示の内容に触れられていない、あるいは説明不足な部分が多々あるとか、展示規模が小さく不十分であるなどとも批判された(『朝日新聞』二〇一〇年九月二一日朝刊)。簡単に取扱うことのできない複雑な歴史が、そこには存在する。このような複雑な歴史を取り扱う「伝承館」の設立にあたって、その複雑さによって生じる歴史実践の困難さに関して事前に十分に思慮せずに、モード化したアーカイブ拠点を設立し、「語り部」活動を安易に行おうとしたところに、「語りの制限」事件を発生させた一因がある。

記事で「公的な施設」という形で表現される「官」立の施設に、多様な背景と信条をもつ人々が集い、そこが政治的な争いの場になりやすいことは理解に難くない<sup>(6)</sup>。また、そのような施設が受ける圧力の大きさが、尋常ではないことも理解される。そして、それによって慎重に対応したくなる「官」の担当者も、是非はともかく理解できる。そのような「官」の施設が孕む構造的問題を問わずして、単純に批判できるものではない。

しかしやはり、そこで「語り部」たちの「東京電力・国批判」を軽率に制限したことは、思慮が足りないとの誹りを免れない。第一に尊重せねばならないのは、「語り部」は被災者であり、その語る権限を阻害することは言論の自由、表現の自由といった自由権の侵害であるばかりでなく、さらに「原子力災害と復興の記録や教訓の「未来への継承・世界との共有」という「伝承館」の基本理念を阻害するものである。それは災禍の歴史を歪める、あるいは隠蔽する行為なのである。

### 三 災禍のパブリック・ヒストリーにおける被災者第一主義

——オーラル・ヒストリーとしての「語り部」活動

二〇一五年に「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設有識者会議」がまとめた「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設の機能、内容等について(報告)」の具体化を図るために、二〇一六年六月、「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設基本構想策定に係る検討会議」が設置され、半年間にわたって四回の会議を経て、「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設基本構想」(以後「基本構想」と表記する)が策定された。それにはアーカイブ拠点施設、つまり「伝承館」の基本理念が、次のように謳われている。

世界初の甚大な複合災害の記録や教訓とそこから着実に復興する過程を収集・保存・研究し、風化させず後世に継承・発信し世界と共有することは、被災を経験した人々の共通の想いです。また、福島にしかない複合災害で得られた貴重な経験や教訓を、防災・減災に生かすことも求められます。さらに、施設が福島に心を寄せる人々や団体との交流の場となることで、復興を加速化させることも期待されています。(福島県 2017: 32)

この基本理念からわかるように、「伝承館」には、複合災害の記録や教訓、復興過程といった、いわゆる災禍の歴史を収集、保存、研究、継承、発信するというミッションが課されている。具体的には、原子力発電所事故前の地域を伝える資料、原子力発電所を誘致するに至った経緯を示す資料、複合災害発生以降の資料、復旧・復興に向けた福島歩みを語る資料を収集するとともに、それらに関連して「記録メディアに残っていない個人の記憶を、語ってもらうことで残す」(福島県 2017: 38) オーラル・ストーリーを収集することが示されている。

オーラル・ストーリーを端的に表現するならば、「記憶を歴史にする」(トンプソン 2003) 活動のことである。「口述歴史」「口述史」なども訳されるオーラル・ストーリーは、社会学で確立されたライフ・ストーリーやライフ・ストーリーという手法なども重なりあっている。それは一般的に、ある歴史の体験者から、その歴史を聞き取り、記録し、保存し、公開し、伝達する一連の活動プロセスを指す。このプロセスの公開や伝達の段階で行われる活動の一つとして、ストーリー・テリング＝「語り部」活動が行われている。

オーラル・ストーリーは日本において政治家、公人などの聞き書きによって文字に残らない政治史を再構成する歴史実践(御厨 2008)などが先行してきたが、本来それは、記録などの文字的メディアには載りにくい階層や集団に属する人々の生の声を拘い上げ、それを用いてそのような人々の歴史を構築するために行われる歴史実践である。それは、簡単にいえば歴史を語る権力関係を脱構築し、公衆を歴史実践に関与させる機会をより積極的に創出する試みである。そして、人々の個人的な記憶と

感情とを記録としてまとめ上げ、現在から未来に向けてパブリック・ストーリーとして提示する手法である。

「伝承館」で行われている「語り部」活動は、そこで収集されたオーラル・ストーリーを広く公開し、伝達するプロセスである。さらにそれは、専門家や歴史学者といった他者が聞き書きという形で歴史を再構成するのではなく、自分の体験や記憶を自分で歴史とする活動——ときに専門家のサポートを受けながら——であり、そして自分で歴史を語り、表現し、表象する活動である。

### 「語り」の複数性

オーラル・ストーリーは、パブリック・ストーリーの重要な手法である。両者は、技術面だけではなく、理念や倫理の面からも細かく検討されてきた。実際の経験や記憶に基づいて再構成されたオーラル・ストーリーは、公文書などに残らない歴史的な「事実」を追加することにより、歴史の「証拠」を豊かにしてくれる。さらに、その歴史を「提示する手段」としての性格は有効であり、とくにストーリー・テリングは、世界中のパブリック・ストーリーの現場で行われている。

ただしオーラル・ストーリーは、伝達性、共感性に優れているがゆえに、受け手に過剰な情動的インパクトを与える場合もある。そのため、現在の欧米のパブリック・ストーリーでは、オーラル・ストーリーを活用する際に、さまざまな観点からその行為をモニタリングし、またレビューし、慎重に利用している。たとえば、個人の証言のなかで使われるオーラル・ストーリーが、「語り手」の個性



や記憶の操作といった複雑な要因を認識した上で、適切な方法で提示されているのだろうか。また、私たちはその作品のなかに、複数の視点を見たり、聞いたりすることができるのであろうか。そしてその作品は、表現された視点を観客が解釈するのを助けるコンテキストを提供するのだろうか。その作品は、史料収集やプレゼンテーション時の史料の取捨選択の方法について、それを知る手がかりを提供しているのだろうか。こういった要目が、パブリック・ヒストリー活動のなかのオーラル・ヒストリーの活用において吟味されているのである (Blatt 1990: 617)。

このようなオーラル・ヒストリーの研究の蓄積からいえば、「伝承館」において「語り部」活動の「語り」の内容を事前に吟味すること、また「語り部研修」などでストーリー・テリングの技能を研鑽することは、十分にあり得ることである。「基本構想」では「語り部研修」について、「語り部は自身の記憶や経験を自分の言葉で伝えることが重要ですが、来館者の特性や時間、人数なども考慮した対応も求められます。そのため、語り部としての基礎知識や人への対応、最新情報の習得などを目的とした研修が必要と考えます」(福島県 2017: 5) (傍点引用者) と述べられており、「語り部」自身が自分の言葉で語ることを保障し、ストーリー・テリングの技術面での向上を目指す場として、語り部研修が位置づけられている。しかし、実際はその目的から逸脱して、「語り部」自信の記憶や経験であっても「東京電力・国批判」を含んでいれば、自分の言葉で伝えてはならないという制限がその研修場で示され、「語れない語り部」というアイロニカルな存在を生み出したのである。「語り部」に向けてではなく、むしろこのような「語りの制限」事件を引き起こした「伝承館」の関係者にこそ、

オーラル・ヒストリーの思想や倫理を伝える研修が、本来必要だった。

一般的なオーラル・ヒストリーの活動のなかで「語り」の内容を吟味することと、「語り部」たちが「東京電力・国批判」をしないように研修で内容を確認することでは、その目的がまったく異なっていることは明らかである。前者は、オーラル・ヒストリーが往々にして指摘されてきた、個人の主観性や情報バイアス、そして語られた歴史の構築性、信憑性といったその弱点に正面から向き合っただけで、より良いパブリック・ヒストリーを紡ごうとする奮闘努力であるのに対し、後者は一時しのぎに面倒を避ける、単純で粗笨な事なかれ主義による歴史の隠蔽でしかない。

「伝承館」は、特定のアクターに対する批判言説を封印して、その歴史を隠蔽するのではなく、むしろ多様な歴史があることや多様な歴史の受け止め方、多様な語り方があることを示すべきであった。ここでは、「語りの複数性」が担保されるべきであったのである。

ここでいう「語りの複数性」とは、ただ単にさまざまな「語り」が多く存在しているということではない。過去に関して一つの歴史が語れるのではなく、多数の歴史が語られる。そのため、さまざまな意味内容と主張とをもった、異なる独自の「語り」が生成される。その複数の「語り」は対等性をもちながら、他の多くの「語り」とともに存在するということである。この考えは、歴史修正主義に付け入る隙を与えてしまう危険性を孕みつつも、民主的な歴史実践には必要な考え方である。「伝承館」の「語り部」活動でいえば、その活動のなかに加害者の「語り」、つまり、人災を引き起こした「東京電力・国」の当事者たちの「語り」があってもよいのである。もちろん加害者の責任回避を目

的とした歴史修正主義は排されなければならないし、被害者を傷つけるような「語り」は倫理的に認められないことは当然である。

さらにこの複数の「語り」を聞き手・観客に、より深く理解し、検証してもらうためには、詳細な情報が提供されなければならない。たとえば、その「語り部」の「語り」がいかなる「証拠」によって根拠づけられているのか。またその論証過程が合理的であろうか、感情的であろうか。感情的であるとする、なぜそのような感情を「語り部」たちは生起させたのか。このような情報が、複数の「語り」を理解するために必要不可欠なのである。

誰のために語るのか？

災禍の「語りの複数性」を認める場合、歴史修正主義を排除するとともに、その「語り部」活動が「何のためにやるのか」「誰のためにやるのか」、そしてその「語り」は「誰のものか」という基本的な命題を熟慮しなければならない。

災禍の「語り」は、一義的に被災者のものであり、まずは被災者自身のために語られるべきものである。災禍をめぐるオーラル・ヒストリーと、そのストーリー・テリングは、災禍に見舞われた人々——「語り手」にも「聞き手」にもなり得る——を慰め、癒やし、その悲しさや寂しさ、辛さから救済する効果がある。しかし残念なことに、「伝承館」の「語り部」活動では、被災者（当然、「語り部」自身を含む）への効果や影響が、ほとんど考慮されていない。

「伝承館」設立の「基本構想」では、「後世に継承・発信し世界と共有すること」を「被災を経験した人々の共通の想い」とするが、被災者自らが自分たちのために語るといふ、本質的で根源的な「語り」の意義が看過されている。ここでは「未来と他者」に向けた歴史実践は謳われているものの、「現在と自己」に向けた歴史実践が見過ごされているのである。「基本構想」では、「語り部」たちの活動を次のように位置づけている。

生、の、声、を、臨、場、感、豊、か、に、伝、え、る、た、め、に、「語、り、部」活、動、を、進、め、ま、す。（福島県2017：39〔傍点引用者〕）

原、子、力、災、害、を、中、心、と、し、た、複、合、災、害、の、実、像、や、避、難、の、様、子、な、ど、語、り、部、に、よ、る、生、の、声、や、体、験、型、の、展、示、を、通、し、て、来、館、者、に、災、害、の、甚、大、さ、や、影、響、の、大、き、さ、を、そ、し、て、防、災、の、大、切、さ、を、実、感、し、て、も、ら、い、ま、す。

（福島県2017：48〔傍点引用者〕）

語、り、部、な、ど、に、よ、り、臨、場、感、の、あ、る、生、の、声、を、伝、え、ま、す。（福島県2017：48〔傍点引用者〕）

語り部は、「展示・プレゼンテーション」事業において、展示空間などで、複合災害に関する経験を来館者に生の声で伝える役割と、「収集・保存」事業において、自らの経験をオーラルヒストリーとして、音声や映像で残す役割の、大きく二つがあります。（福島県2017：34〔傍点引用者〕）

者)

これらの表現から「伝承館」の「語り部」は、その「生の声」によって災禍の歴史を「臨場感」豊かに伝えるための存在と位置づけられていることがわかる。その「生の声」は、外部からやってくる来館者のために発せられる。そこでは、「語り部」たちは歴史を継承したり、伝達したりするのに効果的な「道具」の一つとしてしか扱われていない、というと言い過ぎであろうか。また「語り部」たちには、「伝承館」の施設にある展示物や展示パネル、そして展示用オーディオ・ビジュアル機器と同様のエージェンシーしか期待されていない、と表現すると刺激的すぎるであろうか。もちろん、「伝承館」の「基本構想」策定や、現在の運営に関わる人々にとつて、その「語り部」の軽視と物象化——人間のモノ化——は企図するところではないだろう。しかしこの企図せぬ無意識の「語り部」の軽視と物象化という問題こそが、「語り部」の「語り」を安易に制限した「語り部の制限」事件の素地にあつたと考えてよいだろう。

皮肉なことにその制限によって、「基本構想」で連呼される「生の声」を伝えるという大きな理念が打ち消され、それは「調理された声」になってしまった。「基本構想」にはまた、「語り部の新規の受け入れとともに、「現在は話すことができない（話す気分になれない）」方が、年月を経て話せるようになった際の受け入れも配慮し、常に受け入れる体制や機運を作っていくことに留意します」（福島県 2017: 85）といった被災者に寄り添う適切な姿勢が示されているが、実際には、「語り部」活動

の開始時点の瑕疵によって、語るができない、語ることを辞めたいという「語れない語り部」を生み出してしまったのである。

本来、災禍をめぐる歴史実践は、まずはいまを生きる被災者のために行うという基本理念のもとに行われるべきであろう。外部の来訪者、未来の後継者への伝達、継承などは二次的なものである。災禍のパブリック・ヒストリーにおいて、被災者第一主義の立場に立つことが肝要である。

#### 四 パブリック・ヒストリーの思想との照合

##### 「協働」という理念

世界各国のパブリック・ヒストリーの現場では、歴史の専門家と市民、さらに国や地方自治体などの公共部門、NPOなどの市民団体、そして企業などが「協働 (collaboration)」して、「ともに歴史を作ること (making history together)」に参画している。パブリック・ヒストリーにおいては、この協働というあり方や行動規範が核心とされている。

パブリック・ヒストリーの現場で、オーラル・ヒストリーや「語り部」活動が活発化したのは、協働という理念が社会へ浸透したことと無縁ではない。その理念は、二〇世紀後半から、種々の社会活動において多様な人々が交わる際の理想的なあり方として注目されてきた。そして、市民が統治の主体として尊重される現代的市民社会の成熟にともなつて、協働という理念は多くの施策、社会活動に

含み込まれ、諸活動の設計に応用されてきた。それは「住民参加」、「市民参加」といった、すでに聞き慣れた、馴染みの常套句で言い表されている。

かつての「お役所」という上からのガバメントでは、市民が政策立案のプロセスから排除されていたが、いまでは草の根からのボトムアップが尊重されるガバナンスの諸局面で、「官」と協働する主体として市民が位置づけられている。いま、まさに「協働の時代」が到来したといっても過言ではない。その時代の趨勢は、パブリック・ヒストリーという歴史実践にも大きく影響を与えており、協働はその基本理念ともなっている。

市民参加型の実践は、現在、多くの文化機関にとって不可欠なものとなっている。「官」が設立する博物館や資料館、美術館、図書館は、参加型文化を具現化させ、発展させるための重要な拠点である。そのような歴史理解に資する場の運営や活動には、徐々にではあるが着実に、一般市民が関与、参加し協働するようになった。

もちろん新しい時代に作られている福岡の「伝承館」も、その協働という理念を標榜している。「基本構想」のなかでは、「伝承館」の運営体制について、「多様な人や機関・団体等との協働を目標とした体制・仕組みを整えます。そのため、多様な主体と協力、連携して、充実した事業・活動を実施できる能力を持った人材を配置していく必要があります」とあり、県民参加、そして県民との「協働関係づくり」が目指されている(福岡県2017: 101)。(傍点引用者)。「多様な人」「多様な主体」といった協働の主体に、「県民」とくくられる一般市民が含まれるのは当然であろう。しかし、現実に

はその協働が、十分に完遂されているか疑問である。<sup>(9)</sup>市民である「語り部」は、「官」と同じくパブリック・ヒストリーの協働の重要なアクターである。それにもかかわらず、そこでは「語り部」たちに、歴史を語る権限が十分に与与されていないのである。

### 歴史をめぐる「共有された権限」と「権限を共有すること」

専門家としての歴史学者が非専門的な人々へと、その知識をただ伝えるのみならず、両者が協働して一緒に歴史学を行うという点に力点が置かれているパブリック・ヒストリーでは、歴史表象や歴史叙述、歴史構築などのさまざまな歴史実践の場面で、それに関わる権威や権能、権限を人々と共有することの重要性が強く主張されている(Cavin 2016: 14-15; Lyon et al. 2017: 10)。<sup>(10)</sup>その権限は、「共有された権限 (shared authority)」と呼ばれている。

「共有された権限」とは、オーラル・ヒストリー研究を専門とする歴史学者・マイケル・フリッシュ (Michael Frisch) が、一九九〇年の著書『共有された権限——オーラルとパブリック・ヒストリーの技法と意味に関する論集 (A Shared Authority: Essays on the Craft and Meaning of Oral and Public History)』(Frisch 1990) で提示した言葉である。それはその後、オーラル・ヒストリー、そしてパブリック・ヒストリーの理念を示すキーワードとなり、オーラル・ヒストリアンのなかでは「マントラ (神秘的な威力をもつ呪文)」のような力をもつようになった (Shopes 2003: 103)。<sup>(11)</sup>その語が提示されてすでに三〇年近くになるが、その語は色褪せるどころか、現在においても、いや現在においても、その重

要度を増している。

フリッシュは、オーラル・ヒストリーの研究や解釈、そしてその公開において、「聞き手 (listener)」「語り手 (narrator)」とのあいだに「共有された権限」があることを論じた。この言葉は、インタビュアーという行為を通じて、「聞き手」と「語り手」の双方が一緒にオーラル・ヒストリーを作るということを明示している。オーラル・ヒストリーは、ある人間に歴史学者などがインタビュアーし、経験した歴史について聞き取る技法であるが、かつてのオーラル・ヒストリーでは、インタビュアーする立場とインタビュアーされる立場という関係性に無自覚に依拠しており、そこで語られた「語り」は、その「聞き手」、すなわち専門性をもった歴史学者などが解釈するもの、あるいは解釈する権限があるものと考えられていた。しかし、そこで「語り手」は単に「語り」を聞かれている受動的な存在でなく、「語り」を語る能動的な存在としてある。そして、ここで語られた「語り」は、「聞き手」と「語り手」の双方がともに、対話的にその生成の過程に関わっている。したがって、自分の経験やその「語り」を解釈する権限、権威、権能は、歴史学者のような「聞き手」だけではなく、その「語り手」にも付与されている、という主張である。すなわち、「オーラル・ヒストリーの著者は誰か」ということに適切な回答を与えようとする理念であり、オーラル・ヒストリーの「著者であること (authorship)」を、「語り手」にも認めようという主張である。

インタビュアーのなかで生き生きといた個々の経験を解釈する権限を、編集された後のプレゼンテーションのなかで奪うべきではないことを訴えた「共有された権限」という言葉は、その後、フリッシュの手を離れて、「語り手」がパブリック・ヒストリーのプロジェクトやオーラル・ヒストリーの作品の形成に直接関与し、歴史家と「聞き手」が継続的に協働して歴史を構築する「歴史づくり」の仕事のあり方を示すものとして、「権限を共有する (sharing authority)」という形で発展的に拡大解釈されるようになった。そして、それは現在のパブリック・ヒストリーの現場で常に意識されるべき、あるいは守られるべき規範となっている。従来、専門家が権限を独占していた博物館や美術館図書館といったさまざまなパブリックな歴史実践の場に、非専門家である一般市民の参画が促されている。「権限を共有する」という活動理念が、このような協働的な歴史実践のバックボーンとなっているのである。

フリッシュは当初、「共有された権限 (shared authority)」と、それを拡大解釈した「権限を共有する (sharing authority)」との違いについて、「権限を共有する」ことは、オーラル・ヒストリーの一つのアプローチ法であるが、一方、「共有された権限」は、そのオーラル・ヒストリーを行うなかで、私たちが認識しなければならないことである」とし、それぞれが必要とされているとした (Erickson 2003: 113)。しかし、その後、フリッシュは「権限を共有する」という考え方で、自分が提唱した「共有された権限」という考え方を明確に区別し、前者は、歴史家があくまで権限をもっているのであり、それを人々に分与する責任があることを示しただけで、昔ながらのトップダウンの歴史観を強化しているに過ぎないのではないかという疑問を、以下のように呈した。

「権限を共有する」という表現は、私たち「歴史家などの専門家・引用者注」が「する (do)」何かを示唆している。つまりある重要な意味で「私たち」が権限をもっているのであり、私たちがそれを共有する必要がある、あるいは共有すべきであるということを示唆しているかのようである。それとは対照的に、「共有された権限」は、それが「ある (be)」(「そもそも存在する」引用者注)ものであることを示唆している。つまり、オーラル・ヒストリーやパブリック・ヒストリーの性質上、私たちが唯一の解釈者ではないことを、示唆しているのである……その意味からいえば、私たちが想定している範囲では、私たちはそもそも「人びとに対して」引用者注) 手放す権限などもっていないのである。(Frish 2011: 127)

歴史実践の「権限」は、「語り手」に分与「する」ものではなく、最初から「語り手」に「ある」ものである——この「共有された権限」という言葉に、オーラル・ヒストリーやパブリック・ヒストリーが依って立つべき大きな思想が示されている。この思想を忘れることなく「権限を共有する」ことが肝要なのである。

残念なことに「伝承館」の「語り部」活動では、この思想がまったく理解されていなかった。それどころか、その思想の存在すら認識されていなかった。そのような災禍をめぐる歴史実践において、根本的な思想や理念、倫理が欠如していることによって、「語りの制限」事件という災禍を生み出してしまったのである。

被災者を歴史実践に参画させるという「伝承館」の「語り部」活動は、一見、民主的で協働的に歴史を語る「権限を共有する」行為に見える。しかし、実際は「語り部」たちに本来的に「共有された権限」があることに、「伝承館」の関係者たちはまったく無理解であった。結果、「語り」の権限を「官」が安易にコントロールしようとし、「語り部」たちは「語り」の権限を制限されてしまったのである。

#### 「共有された権限」「権限を共有する」ことの困難さ

「共有された権限」は、オーラル・ヒストリーの重要な思想である。しかし、オーラル・ヒストリーアンたちは、その思想をただ金科玉条のごとく信奉しているのではない。また、簡単に「権限を共有する」ことができるとも思っていない。そして、それはラディカルな歴史家たちが陥ったドグマでもない。オーラル・ヒストリーの現場や、そこで向き合う人々との協働実践をもとに、その思想は批判的に検証され続けている。その思想は、机上で組み立てられる理想論ではなく、常に現場で鍛え直される現実論なのである。オーラル・ヒストリアンは、その言葉の有効性の裏側にある、現実的な困難さをも理解しつつ、それを克服する努力をし、オーラル・ヒストリーの理想的なあり方を追い求めている。

「権限を共有する」ことを貫徹することは、現場では必ずしも容易ではない。歴史を物語る「声」「語り手」が取り戻すなか、「語り手」が過剰にその権限を主張することがある。一見、善として

評価される「語り手」への権限付与運動が、ときとして「生得的ナショナリズム (inherent nationalism)」(Seyer 2015: 18)の問題を引き起こしてしまうのである。それは歴史を語り、表象する権限があると認定された当事者や集団が、逆に特権的で権威的な立場に立って排他的に歴史実践を行い、自らの利益に沿う歴史構築を行いながら、異なる人々がその歴史にアクセスすることの正当性を否定し排除する状況である。そのような状況のなかでは、専門的な知識を有する歴史学者といえども、歴史を語ることができなくなる場合がある。そうなれば、その歴史の信憑性の面で由々しき問題を引き起こしかねない。つまり「権限を共有する」ことによって、「客観性 (objectivity)」(Kerr 2003: 31)を揺るがしかねないのである。

この問題に関しては、「抑圧され排除された人びとに、「拡声器」を提供する〔すなわち「権限を共有する」：引用者注〕」として、私たちは批判する権限を放棄し、「悪しき科学 (bad science)」に屈してしまふのだろうか (Kerr 2003: 31) という過激な表現で、その難しさが吐露されている。歴史実践の「権限を共有する」という理念にしたがい、その権限を与えられなかった人々に歴史実践の権限を明け渡し、歴史学者が批判する権限を放棄すると、そこでは人々によって、人々に都合のよい形での歴史構築、歴史語りが行われ、語られた歴史の客観性が極端に損なわれる危険性があるというのである。

この危惧から、歴史実践の権限は「独占」ではなく、やはり「共有」されることが必要であることがわかる。協働的な歴史実践において、常に相互にモニタリングし、順応的にフィードバックせねばならない。「語り手」の権限を尊重することは大切なことではあるが、無条件の手放しの「語り手」

中心主義を意味するわけではない。権限を共有するアクターの対等な関係性のなかでの真剣な対話と、長い時間がかかることを覚悟した粘り強い交渉によって、一緒に歴史を解釈し、描き、語る作業を継続することによって、より妥当性をもった歴史が構築されていくのである。

この「客観性」の問題以外にも、「語り手」自身にとって、社会的・歴史的理解のために、そして社会変革のために、協働的オーラル・ヒストリーを行うことはどのようなメリットがあるのか」「協働の実践面での困難や個人的な緊張感とは何か」「共有された権威」の限界はどのようなもので、その限界はどのように交渉され、合意されているのか」「協働が破綻した場合、どのようにして対話を維持するのか」「協働は学問と折り合いをつけることができるのだろうか」「研究と人々へのアドボカシーを兼ね備えることのリスクとチャンスとは何か」といった、多岐にわたる問題について熟考されている (Thomson 2003: 23-24)。このような熟考から得られる経験は、オーラル・ヒストリーの活動をデザインする際に大いに参考になるであろう。いや現在、オーラル・ヒストリーに取り組む人々は、そのような経験を学び活かさねばならないのである。

### オーラル・ヒストリーの大衆化

日本において、オーラル・ヒストリーが人口に膾炙して久しい。それはすでに歴史学という限られたレイブリンのアカデミックな手法ではなく、一般化されてさまざまな場で応用されている。しかしそこでは、表面的にそれを単なる記録や発表の技術としてしかとらえない例が数多くみられる。

現在、オーラル・ヒストリーは、単に他者の声を聞き、その記憶をまとめて歴史化するだけの技術ではない。オーラル・ヒストリーは、一九九〇年代からパブリック・ヒストリーと密接に結びつくなか、歴史学と社会、そして歴史学と人々との新しい関係性を組み立て直す社会実践、さらに社会変革を目指した運動性を具備するようになった。「オーラル・ヒストリーのパブリック・ヒストリー化の背景には、歴史を、専門歴史学者のあいだだけで議論するのではなく、広く社会に還元していく必要があるという、これまでのオーラル・ヒストリー研究の進展の中で培われてきた思想がある」（熊本 2007: 12）のである。オーラル・ヒストリーという方法が重要なのは、「このアプローチは、大学教授よりもむしろ一般の人々の方が往々にして自らの過去に関しては一歩の権威者である」という主張に基づいているからである（ハイデン 2002: 75）。

このような、歴史実践の民主化を目指す思想、そして社会の弱者を力づけたり、その抵抗を支持したりする思想がオーラル・ヒストリーでは問われている。しかし、いまの日本の「官」がプロモートするオーラル・ヒストリーが一般化、モード化するなか、その思想はまったく顧みられていない。

フリッツシュが「共有された権限」という思想を提示した二〇世紀末、すでにオーラル・ヒストリーは社会に広まり一般化していた。しかし、あまりにも一般化されすぎて、形骸化したオーラル・ヒストリーがはびこってしまった。その状況を、彼は次のように嘆いている。

オーラル・ヒストリーは非常に身近なものであるため、それ自体があまりにも一般的になりすぎ

ており、そして頻繁に、ほとんど準備をせずに無批判に取り組まれ、行き当たりばったりで行われ、無頓着な発表がなされている。（オーラル・ヒストリーの…引用者注）専門家たちは、真面目な研究方法が流行になってしまったことを懸念している。（Fritsch 1990: 185）

もちろん、オーラル・ヒストリーの大衆化自体は、否定されるものではない。その状況は、オーラル・ヒストリーが社会に開かれていることの証しである。しかし、開いた結果、そのプロセスで人々を傷つけるようなことがあれば、やはりその安易さ軽率さ、そして無思慮と不見識は批判されねばならないだろう。「伝承館」でデザインされたオーラル・ヒストリーとしての「語り部」活動は、まさしくフリッツシュが嘆く状況に陥っているといえるだろう。「語り部」活動が当たり前のように展開されるなか、そこでは根本にある深化すべき問題が見過ごされた。当然、その瑕疵の責任は「語り部」にあるのではなく、それを企画し、設計した「官」の側にあることは間違いない。

#### 「官」主導型パブリック・ヒストリーと専門家

「伝承館」の設立と運営にあたって、多様な専門家たちが参画、関与しているようである。しかし、「語り部」活動の企画と運営に、オーラル・ヒストリーの専門家が参加し、その知識が反映されたのか明確ではない。少なくとも、「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設基本構想策定に係る検討会議」ならびに「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設有識者会議」のメンバーには、



オーラル・ヒストリーやパブリック・ヒストリーの専門家——オーラル・ヒストリーが大衆化するなか、専門家／非専門家を画定するのは容易ではないが——は参画していないように見受けられる。もし筆者のこの判断が間違いで、その分野の専門家が参画していたとしたら、その専門家には、「語り部」の立場に立って「語りの制限」事件を取戻させ、今後「語りの制限」を二度と繰り返さないように力を尽くす重い責任がある。「官」主導型パブリック・ヒストリーに関わる専門家の適格性や妥当性、そしてそれらの言行は、常に社会で評価され続けることを、専門家たちは肝に銘じなければならない<sup>(1)</sup>。

「伝承館」でのパブリック・ヒストリー、そしてそこで展開されるオーラル・ヒストリーは、表面的に協働や「共有された権限」などの理念を標榜しているかのように見えるが、実際にはその理念はまったく顧みられていない。むしろ「伝承館」を運営する「官」は、その権限のコントロールに固執し、権限を広く共有することを頑なに拒んでいるのである。

二〇世紀末にフリッシュが「共有された権限」という理念を提唱した時代は、パブリック・ヒストリーやオーラル・ヒストリーにおいて、専門家と「語り手」(非専門家である市民)とのあいだにあった権限の不均衡、つまり「専門家／非専門家の権限の不均衡」という課題と向き合っていた。しかし、いまではより大きな存在と対峙して、より困難な課題と向き合わなければならないのである。

一見、あるべき「協働の時代」が到来したかのように見える二一世紀。しかしその時代においても、「官」は協働を装いながら、未だ権限を独占し続ける状況にある。厄介なことに、その状況下、専門

家・非専門家たちは、「官」にまつろう側と、「官」にまつろわぬ側に分断され、「官」はまつろう側を迎え入れて協働し、権限をある範囲内で分与する一方、まつろわぬ側を排除している。平素、淡々と「官」主導のパブリック・ヒストリーが営まれ、そこで「官」の意向に抵触さえしなければ、協働する専門家や市民には権限が共有されている。しかし、まつろわぬ専門家や市民は、最初からその協働の輪のなかには加えられないし、加えられたとしても、ひとたび「官」の意向と抵触すると、共有されたはずの権限はとも簡単に剥奪され、そこから排除されてしまう。いま私たちは、「官」およびそれにまつろう側／まつろわぬ側の権限の不均衡」という古くて新しい課題に直面しているのである。

フリッシュが提唱した「共有された権限」とは異なる「共有された権限」の問題が、現在、現出していることに、私たちは気がつかなければならない。そして、平和裏に展開されているように見える「官」主導型パブリック・ヒストリーに、実は歴史認識に関して巻き起こる論争<sup>2</sup>ヒストリー・ウォーズが常に伏在していることに私たちは気がつかなければならない。「伝承館」の「語りの制限」事件は、単なる「アーカイブ拠点の問題ではなく、日本における「官」主導型パブリック・ヒストリーが孕む課題として、他山の石となすべきなのである。

## 注

(1) 本章では国や都道府県、市町村といった地方自治体、およびその外郭団体を、「公共部門」や「公共

機関」ではなく、「官」と表現する。publicの翻訳語としての「公共」という語には、本来、一、国家や地方政府などの行政体が法や政策などを通じて行う公的 (public) なもの、二、すべての人々に関係する共通のもの (common)、三、誰に対しても開かれているもの (open) という意味が内包されているが (齋藤 2000: vii-x)、本章で取り扱うセクターは一の意味に偏っており、全般的な「パブリック」、「公共」の意味とは異なるため、「官」という表現を採用する。

(2) ヒストリー・ウォーズ (History wars) は、一九九五年の太平洋戦争終結五〇周年を記念して、アメリカの Smithsonian 航空宇宙博物館で企画された、エノラ・ゲイの広島原爆投下を中心題材とした特別展をめぐって生み出された言葉である。原爆投下の非人道性を批判する論点を含んだ展示は、退役軍人やアメリカ議会の新保守主義勢力の圧力で、ついに中止に追い込まれた。このことを契機として、歴史認識に関して巻き起こる論争を、ヒストリー・ウォーズと表現するようになった (ハーウィット 1997)。圧力によって展示が封じられた事件と、「語り」が封じられた事件は同根の問題を抱えている。

(3) 「語りの制限」事件は、「語り部」、すなわち被災者が歴史を語る権限を侵害しただけではなく、さらに別の大きな問題を地域に引き起こしたことに、「伝承館」関係者は気がつかなければならぬ。その問題とは、「語り部」たちの分断である。「東京電力・国批判」を封じ込めた「語りの制限」に対し、多様な意見をもつ「語り部」たちがいてもおかしくはない。残念なことに、その朝日新聞の記事とは異なる意見をもつ別の「語り部」たちの口を借りて、その取材方法や記事内容を否定しようとする保守系雑誌のウェブ版の動きも現れた (月刊 Handa プラス <https://hanada-plus.jp/articles/535> 二〇二〇年一月二五日アクセス)。この問題の原因が、あたかも新聞取材にあるかのごとき論調であるが、その原因が根本的に「伝承館」の不要な「語りの制限」によって生じたことは明らかである。その取柄によって外側の政

治的な動きのなかに、「語り部」たちを巻き込んだことに「伝承館」関係者は気がつかねばならない。

(4) 国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 (黒川清委員長) の最終報告書では、「何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は「自然災害」ではなく明らかに「人災」である」(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 2012: 7) と断定されている。

(5) 産経フォト <https://www.sankei.com/photo/photojournal/news/150617/jnl1506170001-01.html> 二〇二〇年一〇月九日アクセス。

(6) パブリック・ヒストリーに限らずパブリックな場における活動が、ときに「官」の圧力に晒されて歪められることは、二〇一九年、国際芸術祭・あいちトリエンナーレの「表現の不自由展・その後」の中止事件の例を見るまでもない。「公共」や「公」という価値を名目に、一見正しく見える平等や不偏不党というあり方を前面に押し出して、また、異なる意見をもつ多様な人々へ配慮するとか、さらに税金、公金を使っているなどという、いかにももっともらしい理由をもって、「官」がプロモートする「公共」施設の使用制限が、全国各地でなされていることは周知の通りである。

(7) たとえば、「日本各地の公害資料館等が実践してきた「公害を伝える」取り組みを共有し、多様な主体と連携・協働しながら公害を学ぶ意義を全国、そして世界に発信することを目的とする」(<https://kouga.info/> 二〇二〇年八月三日アクセス) 公害資料館ネットワークでは、さまざまなステークホルダーとともに公害の教訓を伝えるために、公害を引き起こした加害者である原因企業の関係者からも、話しを聞く場を設ける努力と工夫を行っている (公害資料館ネットワーク 2020)。それは加害者の糾弾を目的とするのではなく、悲劇がどのような状況で引き起こされたのかを、よりよく、より深く知ることを目的として行われている。

(8) アメリカの民俗学者・カール・リンダール (Carl Lindahl) らが、巨大ハリケーン (カトリーナとリタ) 災害を契機に持ち上げた、「ヒューストンでカトリーナとリタから生き延びる (Surviving Katrina and Rita in Houston)」プロジェクトは、オーラル・ヒストリーを被災者の精神的治療に効果的に使った好例である。このプロジェクトでは、災害の記録、そして記憶をまとめるインタビュアーとして、被災者を雇用した。雇用された被災者は、アメリカン・フォークライフセンターの支援する「フィールド・スクーリング (聞き取りなどのフィールドワーク技法を学ぶ講習会)」において、インタビュアーを行うためのトレーニングを受け、その基礎的な技術や方法、倫理などを学んだ。そして、被災者は、他の被災者の被災体験や、失われた近隣の記憶、および避難期間に新しいコミュニティを構築する状況を記録した。この方法は被災者が「聞き手」となり、被災者である「語り手」の「語り」を収集し、ともに解釈し、ともに社会発信する方法であり、「被災者から被災者へ」法 (survivor to survivor method) という手法名で呼ばれている。そのプロジェクトの中核は災害の多様な物語を集めることではあったが、それは単なる「記録」の段階にとどまるものではなかった。インタビュアーは、被災者によって、被災者に向けて、被災者をもつ多様な言語を使って行われた。災害から「生き残る」ことは、単に食料や衣服、日常生活のエッセンスを保障することだけではなく、彼ら彼女らが、自分自身の物語を管理することによって、その未来を形作っていくことを助けるということを主眼としたのである。このプロジェクトにより、被災者自らが自己の体験を表現する機会を得て、被災者による災害理解と、それによる被災者 (インタビュアー) の聞き手と話し手の双方) の精神的治療が執り行われたのである (Lindahl 2006)。

(9) この「協働」というあり方は、ときに偽装されることもある。そして、それには実質的に旧来の上からのガバメントという構造が温存され、また政治性の強い「官」の意向が潜在していることもある。「官」がさまざまな施策を遂行するために、市民を協働させ、民意を偽装し、操作する問題点がすでに指摘されている (斎藤 2011: 110-131)。

(10) かつて拙著 (菅 2019) に「shared authority」に関し、ハイデン訳書 (ハイデン 2002) の訳出に従い「共有された権威」と翻訳した。しかしその意味内容を解説するにあたって「権威」よりも「権限」の方がより適切なため、本論では「共有された権限」と訳出することにする。

(11) この考え方は、オーラル・ヒストリーと関係する日本のライフ・ストーリー研究で用いられる「対話的構築主義」という概念に近く、「語り」は「聞き手」と「語り手」の対話によって構築されるとする考え方である。

(12) 「官」は、それが主導するプロジェクトに参画させる専門家を、必ずしも純粋に専門性や能力で選択しているわけではない。過去の言動の履歴を参照し、政治性や運動性において偏らない——穏当で事を荒立てない——人材を選択することが多い。そのため「官」主導のパブリック・ヒストリーの現場では、ときに小煩いことや小難しいことを述べ立てる専門家は敬遠され、扱いやすい専門家が重宝される。また、見識のある専門家が参加したとしても、「官」の大きなプロジェクトに取り込まれ、穏当な立ち居振る舞いを模索するなかで、過剰に妥協し譲歩して、結局は「官」のアドボカシーとなってしまいうこともある。「官」はこれまでも、そしてこれからもパブリック・ヒストリーを支える大きな存在であり、その活動の展開にあたって、協働の輪のなかにそれが加わることは一つの理想ではある。しかし、「官」と専門家との関係性には、解決困難な問題が内包されていることを、私たちは忘れてはならない。

●参考文献

Blatt, Jo. (1990) "Public History and Oral History", *The Journal of American History*, 77 (2) : 615-625.

Cavanaugh, Thomas. (2016) *Public History: A Textbook of Practice*, New York and London : Routledge.

Frisch, Michael (1990) *A Shared Authority: Essays on the Craft and Meaning of Oral and Public History*, Albany : State University of New York Press.

Frisch, Michael (2003) "Commentary-Sharing Authority : Oral History and the Collaborative Process", *The Oral History Review*, 30 (1) : 111-113.

Frisch, Michael (2011) "From A Shared Authority to the Digital Kitchen, and Back", in Bill Adair, Filene, Benjamin, and Laura Koloski (eds.), *Letting Go? Sharing Historical Authority in a User-Generated World*, London and New York : Routledge, Taylor and Francis.

Kelley, Robert (1978) "Public History : Its Origins, Nature, and Prospects", *The Public Historian*, 1 (1) : 16-28.

Kerr, Daniel (2003) "'We Know What the Problem Is': Using Oral History to Develop a Collaborative Analysis of Homelessness from the Bottom Up", *The Oral History Review*, 30 (1) : 27-45.

Lindahl, Carl (2006) "Storms of Memory : New Orleanians Surviving Katrina in Houston", *Callaloo*, 29 (4) : 1526-1538.

Lyon, Chirstin M., Elizabeth M. Nix and Rebecca K. Shrum (2017) *Introduction to Public History : Interpreting the Past, Engaging Audiences*, Lanham : Rowman & Littlefield Publishers.

Shopes, Linda (2003) "Commentary-Sharing Authority", *The Oral History Review*, 30 (1) : 109-110.

Sayer, Faye (2015) *Public History : A Practical Guide*, London : Bloomsbury Academic.

Thomson, Alistair (2003) "Introduction-Sharing Authority : Oral History and the Collaborative Process", *The Oral History Review*, 30 (1) : 23-26.

井上真 (2004) 『ロケッツの思想を求めて』岩波書店

熊本博之 (2007) 『オーラル・ヒストリー研究の現状と沖縄研究におけるオーラル・ヒストリー』『琉球・沖縄研究』1 : 9-20

公害資料館ネットワーク (2020) 『第7回公害資料館連携フォーラムin倉敷』公害資料館ネットワーク  
齋藤純一 (2000) 『公共性』岩波書店

斎藤貴男 (2011) 『民意のつくられた』岩波書店

菅豊 (2013) 『新しい野の学問』の時代へ——知識生産と社会実践をつなぐために』岩波書店

菅豊 (2019) 『パブリック・ヒストリーとはなにか』『パブリック・ヒストリー入門——開かれた歴史学への挑戦』(菅豊・北條勝貴編) 勉誠出版, 3-68

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 (2012) 『国会事故調査報告書』徳間書店

トンブソン、ポール (2002) 『記憶から歴史へ——オーラスヒストリーの世界』(酒井順子訳) 青木書店

ハイデン、ドロレス (2002) 『場所の力——パブリック・ヒストリーとしての都市景観』(後藤春彦・篠田裕

見・佐藤俊郎訳) 学芸出版社

ハウウィット、マーティン (一九九七) 『拒絶された原爆展——歴史のなかの「エノラ・ゲイ」』(山岡清二

監訳) みすず書房

福島県 (2017) 『東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設基本構想』 福島県  
御厨貴 (2002) 『オーラル・ヒストリー―現代史のための口述記録』 中公新書、中央公論新社

## 災禍をめぐる「記憶」と「語り」

---

2021年3月31日 初版第1刷発行

編者 標葉隆馬

発行者 中西 良

発行所 株式会社ナカニシヤ出版

〒606-8161 京都市左京区一乗寺木ノ本町15番地

TEL 075-723-0111 FAX 075-723-0095

<http://www.nakanishiya.co.jp/>

---

装幀 = 宗利淳一デザイン

印刷・製本 = 垂細重印刷

© R. Shineha et al. 2021

\* 落丁・乱丁本はお取替え致します。

Printed in Japan. ISBN978-4-7795-1578-1 C0036

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することはたとえ個人や家庭内での利用であっても著作権法上認められておりません。